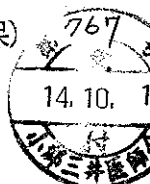
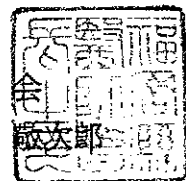


福岡医発第1199号(保)

平成14年10月 1日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師
会長 関 原

老人保健法及び健康保険法等の改正に伴う福岡市福祉医療費
助成制度に係る一部負担金等の取扱いについて（お知らせ）

平成14年10月1日からの老人保健法及び健康保険法等の改正に伴い、福岡市が実施する福祉医療費助成制度におきましても、平成14年10月診療分より一部負担金等の取扱いが変更となる旨、福岡市長より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願ひ申し上げます。

なお、内容は下記のとおりです。

記

1 福岡市老人医療費助成制度（通称41老人）について

（1）対象者（現行どおり）

67歳から69歳の人又は65歳から66歳で一定の障害がある人

○資格要件 福岡市に3ヶ月以上住所を有し国民健康保険又は社会保険に加入していること

○所得制限基準 本人市民税非課税（平成12年7月以前に資格要件を満たしている人は本人所得195万円以下）
配偶者、扶養義務者の所得 1,270万円以下

（2）医療証（改正） 平成14年10月1日からの負担割合（1割又は2割）を記した新「医療証」（みず色）を9月末対象者宛送付されます。今までの医療証（藤色）は、有効期間が切れていなくても使用できません。

（3）一部負担金の割合（改正）

医療証に記した「一部負担金の割合」に応じて1割又は2割（10円未満の端数は四捨五入）の一部負担金を徴収してください。

老人保健法に準拠し、外来の場合、従来の3,200円、5,300円等の医療機関毎の

月額上限は廃止されます。(但し、在宅総合診療の場合の一部負担金は、外来の限度額までとなります。)

入院の場合は、外来と異なり、限度額まで的一部負担金を徴収してください。

一部負担金の合計額が限度額を超えた場合、本人からの申請により、後日福岡市から払い戻しとなります。

なお、41老人について、処方せんの「備考」欄に給付割合の記入は不要です。

※診療報酬明細書には、必ず一部負担金額を記入してください。

(4) 限度額摘要認定証(改正)

入院の場合で、所得が一定の基準に満たない人については、本人の申請により新しい「福岡市老人医療限度額適用認定証」(みず色)を交付します。

老人保健法に準拠し、世帯の市民税(所得)状況により区分Ⅰ(負担金の限度額15,000円)又は区分Ⅱ(負担金の限度額24,600円)の表示をします。在宅総合診療の場合は、区分Ⅰ、区分Ⅱともに負担金の限度額は8,000円となります。

なお、現行の「福岡市老人医療入院時一部負担金限度額適用認定証」(藤色)は、区分Ⅱの取扱いとなります。

(5) 薬剤一部負担金について(現行どおり)

外来薬剤一部負担金については、平成15年4月から廃止されますが、平成15年3月まではこれまでどおり福岡市が助成します。

2 福岡市母子家庭等医療費助成制度について

(1) 対象年齢(改正) 74歳まで

母子家庭等医療費助成制度(一人暮らしの寡婦)の該当者が、老人保健法の規定による医療を受けることとなった場合は、本制度の資格を喪失することになります。

老人保健法の対象となる年齢が75歳以上に改正されたため、本制度の対象年齢を74歳まで(但し、老人保健法の対象者は除く。)に変更するものです。

70歳以上(老人保健法対象者を除く。)の一部負担金(初回初診料、往診料)の割合は、高齢受給者証に表示している「一部負担金の割合」にて徴収してください。

(2) 医療証(現行どおり) 現在、交付している医療証が引き続きしようできます。

3 福岡市乳幼児医療費助成制度及び福岡市障害者医療費助成制度について

(1) 一部負担金の割合(一部改正) 3歳未満の一部負担金の割合 2割

健康保険法等の改正に伴い、3歳未満(具体的には3歳の誕生日が月の初日の人は誕生日

の前月中。)の一部負担金の割合が2割となりますので、初診料の初回分、往診料については、2割が患者負担となります。

なお、3歳以上（具体的には3歳の誕生月の翌月から。誕生日が月の初日の人は誕生月から。）につきましては、現行どおりの取扱いとなりますので、御留意ください。

また、老人保健法対象者で障害者医療証をお持ちの人の一部負担金については、福岡市が助成します。

(2) 医療証（現行どおり） 現在、交付している医療証が引き続き使用できます。

＜お問い合わせ先＞

福岡市役所保健福祉局保健医療部保険年金課医療係

〒810-8620

福岡市中央区天神1-8-1

TEL 092-711-4235

FAX 092-733-5441

福保年第 872 号

平成14年9月26日



福岡県医師会 会長 様

福岡市長 山崎 広太郎
(保健福祉局保健医療部保険年金課)老人保健法及び健康保険法等の改正に伴う福岡市福祉医療費
助成制度に係る一部負担金等の取扱いについて (お知らせ)

秋冷の候、貴会におかれましてはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素より本市医療費助成制度の推進につきましては、格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、平成14年10月1日からの老人保健法及び健康保険法等の改正に伴い、本市が実施する福祉医療費助成制度におきましても、平成14年10月診療分より一部負担金等の取扱いを下記のとおりといたしますこととしております。

つきましては、貴会各会員様への周知に御配慮いただきますようお願いいたしますとともに、本市医療費助成事業の運営につきましても、格段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 福岡市老人医療費助成制度 (通称41老人) について

(1) 対象者 (現行どおり) ・ 67歳から69歳の人又は65歳から66歳で一定の障害がある人

○資格要件 福岡市に3か月以上住所を有し国民健康保険又は社会保険に加入していること

○所得制限基準 本人市民税非課税 (平成12年7月以前に資格要件を満たしている人は

本人所得195万円以下)

配偶者、扶養義務者の所得 1,270万円以下

(2) 医療証 (改正) 平成14年10月1日からの負担割合 (1割又は2割) を記した新「医療証」 (みず色) を9月末対象者宛送付します。今までの医療証 (藤色) は、有効期間が切れていなくても使用できません。

(3) 一部負担金の割合 (改正)

医療証に記した「一部負担金の割合」に応じて1割又は2割 (10円未満の端数は四捨五入) の一部負担金を徴収してください。

老人保健法に準拠し、外来の場合、従来の3,200円、5,300円等の医療機関毎の月額上限制は廃止されます。(但し、在宅総合診療の場合の一部負担金は、外来の限度額までとなります。)

入院の場合は、外来と異なり、限度額まで的一部負担金を徴収してください。

一部負担金の合計額が限度額を超えた場合、本人からの申請により、後日本市から払い戻しとなります。

なお、41老人について、処方せんの「備考」欄に給付割合の記入は不要です。

※ 診療報酬明細書には、必ず一部負担金額を記入してください。



(4) 限度額適用認定証(改正)

入院の場合で、所得が一定の基準に満たない人については、本人の申請により新しい「福岡市老人医療限度額適用認定証」(みず色)を交付します。

老人保健法に準拠し、世帯の市民税(所得)状況により区分Ⅰ(負担金の限度額15,000円)又は区分Ⅱ(負担金の限度額24,600円)の表示をします。在宅総合診療の場合は、区分Ⅰ、区分Ⅱともに負担金の限度額は8,000円となります。

なお、現行の「福岡市老人医療入院時一部負担金限度額適用認定証」(藤色)は、区分Ⅱの取扱いとなります。

(5) 薬剤一部負担金について(現行どおり)

外来薬剤一部負担金については、平成15年4月から廃止されますが、平成15年3月まではこれまでどおり本市が助成します。

2 福岡市母子家庭等医療費助成制度について

(1) 対象年齢(改正) 74歳まで

母子家庭等医療費助成制度(一人暮らしの寡婦)の該当者が、老人保健法の規定による医療を受けることとなった場合は、本制度の資格を喪失することになります。

老人保健法の対象となる年齢が75歳以上に改正されたため、本制度の対象年齢を74歳まで(但し、老人保健法の対象者は除く。)に変更するものです。

70歳以上(老人保健法対象者を除く。)の一部負担金(初回初診料、往診料)の割合は、高齢受給者証に表示している「一部負担金の割合」にて徴収してください。

(2) 医療証(現行どおり) 現在、交付している医療証が引き続き使用できます。

3 福岡市乳幼児医療費助成制度及び福岡市障害者医療費助成制度について

(1) 一部負担金の割合(一部改正) 3歳未満の一部負担金の割合 2割

健康保険法等の改正に伴い、3歳未満(具体的には3歳の誕生月中。誕生日が月の初日の人は誕生月の前月中。)の一部負担金の割合が2割となりますので、初診料の初回分、往診料については、2割が患者負担となります。

なお、3歳以上(具体的には3歳の誕生月の翌月から。誕生日が月の初日の人は誕生月から。)につきましては現行どおりの取扱いとなりますので、御留意ください。

また、老人保健法対象者で障害者医療証をお持ちの人の一部負担金については、本市が助成します。

(2) 医療証(現行どおり) 現在、交付している医療証が引き続き使用できます。

<お問い合わせ先>

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市役所保健福祉局保健医療部保険年金課医療係

TEL (092) 711-4235

FAX (092) 733-5441